現代敬語の一考察

宮地裕

一

時枝学説の「詞辞論」といわれるものは、「詞」と「辞」との異質性を、極端に強調することによって、いくつかの言語事実をあきらかにしたが、また、すくなからぬ言語事実の解明に支障があるとみられよう。この問題については、すでに、おおくの研究者の論述があり、この面での時枝学説の完全な支持者は、むしろ少数派に属すると言っていいようだが、その論史をここに述べているゆとりはなく、当面の論点とするものでもない。ただ、時枝学説の詞辞論を、つよくささえていると見られるところの、敬語論における「詞の敬語」と「辞の敬語」の区別についての批判は、敬語論自体の、主として敬語分類に関することとしてとりあげられていて、それはそれで、じゅうぶん意味のあることだけれども、問題は、しぜん、敬語論をとおしての詞辞論の批判へすすむもののようにおもう。その点、従来の批判は、文法的に詞辞の連続性を説くか、敬語分類の再考を説くかのいずれかであって、その両方におよぶところはすくなかったと言えるだろう。

ここでは、それを、敬語のほうからかんがえていこうとするわけであるが、敬語という、日本語の重要な表現法の基礎を考究すること自体について言えば、時枝学説の文法論の中核としての詞辞論に、かならず行きあたらなければならないいわれは、あるいは、ないかもしれない。一方は表現法の問題であり、一方は文法論の問題だ、基盤がちがう、というならば、である。しかし、時枝学説の詞辞論は、もとより、言語過程説という、まさに表現過程の説から出発しているとみられるかぎり、これは、表現法そのことについても適応する基盤として、もともと、あるものなのであって、「詞の敬語」「辞の敬語」という区別こそが、詞辞論にもっともふさわしい立論であったかもしれないのである。あるいは、逆に、語性分類のために適用された原理を、敬語分類にそのまま持ちこむことに対して、疑問をさしはさむべきなのかもしれないのである。

いずれにせよ、ここに敬語についての小考を述べようとすれば、ほかの分野の基礎論においてもしばしばそうであるように、時枝学説の敬語論にふれなければならない。それは、ひとえに時枝学説のひろさやおおきさのためであって、すくなくともいまのわたくしに

とっては、論述の技巧めいて時枝学説を標的としたり手がかりとしたりするつもりはない。

二

さて、まったく自明のことだけれども、

▽ナニナニト存じます。

▽ナニナニヲ存じています。

などの「存じ」という敬語形式は、「ます」「ています」をともなってつかわれることが圧倒的におおい。「存ずる」というかたちの終止連体用法は、すでに、現代共通語のものではないし、「ナニナニト存じ、…」という連用中止用法も、もはや、ふるい言いかたのなごりとみとめていいであろう。要するに、きわめてかぎられたかたちでつかわれるといえよう。

そのことはまた、おおくの動詞で、たとえば、「行かないです・行きませんでした・行かないでした」など、多少、論はあるにしても、いろいろにつかわれる事実があるのに、「存じ」に関しては、「存じませんでした」ぐらいがあるだけで、「存じないです・存じないでした」などとは言わないということにもあらわれている。「存ずる」は、すでに衰退しつつある語であって、そのため、活用形も限定されてきているという、史的形態論としての事情をみとめることができる。

敬語のはたらきとして、この語を見ると、たとえば、

▽うれしく存じます。

▽ありがたく存じます。

など、いずれも一般に「わたくし」の「おもう」ことを言うのであって、第三者について言うことはないとみられる。「(ワタクシノ)母もうれしく存じます」「主人もありがたく存じます」と言い切ることはできず、「母もうれしく存ずるとおもいます」「主人もありがたく存ずるとおもいます」も、ふつうではない。やや古風だろうとおもうが「母もうれしく存じています・存じているとおもいます」「主人もありがたく存じています・存じていると おもいます」という「存じている」のかたちがあるだけで、それも、すぐあとに「ます」をともなわなければならない。

ということは、「存ずる」は、ふつう言われるような、単純な「おもう」の謙譲語なのではなくて、話手たる「わたくし」の「おもうことを、ほかならぬ聞手への配慮のもとにおいてのみつかうもので、だから、「存じます・存じています」のように、「ます」をともなってあらわれるのがふつうなのだと解釈される。とすれば、これは、「素材」が、話手の聞手への配慮のもとに、それも、分解されることをきらって、いつも結合しているか結合しようとするかたちであらわれる敬語である。「ます」があらわれるのは「存じません・存じていましょう・存じました」など、変化してもなお、文末あるいはそれにちかい部分であって、「存じます」も、したがって、文末あるいはそれにちかい部分にあらわれる。

これらの事実がみとめられるとすれば、「存じます」は、形態上も機能上も、「詞の敬語」と「辞の敬語」とが、わかちがたく結合した敬語としてみられる可能性がつよいとおもう。

三

これとよく似た事実は、敬語動詞「いたす」「申す」が、ふつう、

「いたします」「申します」というかたちでだけつかわれるというところにも見られる。

たとえば、「いたします」は「します」の謙譲表現だというが、それだけでいいであろうか。

▽荷づくりは彼がいたします。

というのは、たしかに、「荷づくりは彼がします」というのと、論理構造はまったくおなじであるから、もし、「いたします」が「します」の謙譲表現なら、

▽荷づくりをする彼

▽荷づくりをいたす彼

が併存しそうだが、現代語では後者はない。つまり、連体形がないわけだが、そのほか、終止形・未然形・仮定形・命令形、いずれも現代語では、これを欠いているとみられることは、さきの「存ずる」と、ほぼおなじことであって、それは「申す」もまた「存ずる」と同様の諸特性をもつことの反映なのである。このことは、「いたす」「申す」「存ずる」などが、いわゆる謙譲語あるいは「詞の敬語」としてかたづけられないことを意味するとおもう。

一般に、たとえば、「お訪ねする」というかたちに代表される謙譲表現は、素材たる「(Aガ)訪ねる(コト)」に関する敬語でありながら、同時に、話手が、それを通じてその行為をうけるひと(訪ネラレルB)への敬意をあらわすと、わたくしはおもう。

図示すれば(1)図のようになろうが、これに「ます」という聞手への配慮がくわわれば、①図のように図示されよう。こういうかんがえかたは、単に「詞の敬語」として話手の敬意と無縁なものとあつかうかんがえにしたがえないということを意味するとともに、また、単に受け手に対する話手の敬意の表現として謙譲語を見ることにもしたがわないことを意味するが、これに対応するはずの「お訪ねいたす」という表現では、「(AガB氏ヲ)お訪ねいたす」というかたちがなく、①に対して②「(AガB氏ヲ)お訪ねいたします」があるだけであって、一般にいう謙譲表現と、すこし事情がちがうわけである。ちがうところは、その論理構造でもなく、敬意の相対関係でもない。その点では、①と②はまったくおなじにちかいが、ただ、「いたし」の使用によって、話手の聞手に対する丁重さ、つまりは敬意の度が増すところがちがう。②の聞手が、よりたかめられる図解に、それをあらわしたが、それは、ひとえに、「いたし」のちからであって、「ます」自体はおなじである。図ではしめしえない

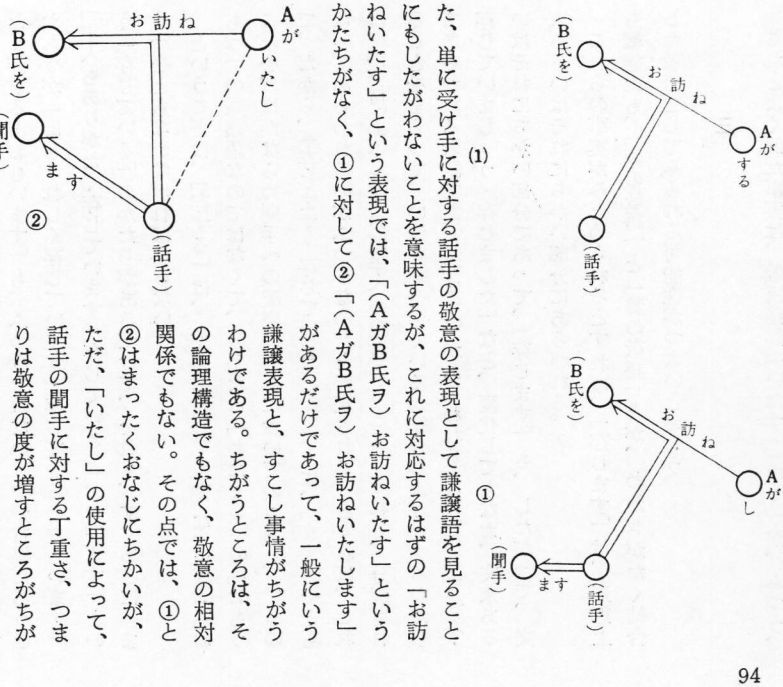

「いたし」のおもみが、聞手を押しあげたかたちになっているといえよう。念のためいえば、「いたし」はAB間の傾斜の度には無関係で、その点では、「お…し」も「お…いたし」もおなじである。

このへんの事情は、つぎの③「(Aガ) いたします」という、Aの自主行為に関する表現（いわゆる「絶対謙称」）においては、いっそう、あきらかになる。「いたします」を、単なる「します」と比較すれば、あきらかに「いたします」のほうが聞手に対して丁重で、ここにはさきのようなB氏は存在しないから、AB間の傾斜の度などということは関係がないことがあきらかなのである。

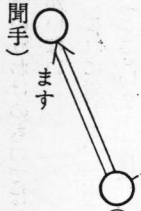

③

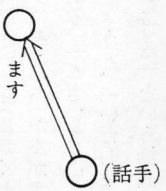

④

さらに、「存じます」のばあいは、さきに述べたように、いっそう、制約がつよくて「A＝わたくし＝話手」のばあいを一般とする。④図のとおりであるが、ここでは、③図における「A」が、一般に話手と一致するというかたちで、いわゆる「謙譲」「へりくだり」ということが、もっともはっきりしめされる。謙譲が、従来いう、〝話手のがわのものごとに関して〟というのは究極では、こういうかたちで話手自身のこととなることなのである。

四

ここで、①から④までをふりかえれば、従来いう謙譲語の説明では尽くしえないところがあったことがあきらかである。かりに、話手からの敬意を、いちおう、別にしても、「詞の敬語」として、素材のことがらとだけかんがえられるのは、(1)「お訪ねする」および①「お訪ねし」(マス) だけであって、②の「お訪ねいたします」、③の (Aガ)「いたします」、となれば、しだいに、「詞の敬語」とは言えない制約、つまり、聞手に対する話手の配慮がおおきくなっていき、④の (…ト)「存じます」にいたっては、素材は「わたくし」の「おもうこと」であるとともに、素材の「わたくし」が話手と一致することのために、形態上も「存じ」と「ます」とは分解しがたく結合して、話手の聞手への配慮を左右してしまう。いわば、「詞の敬語」と「辞の敬語」とがわかちがたく結合しているといえるだろう。

もとより、「存じ・いたし・申し」は、それぞれ「おもうこと・すること・いうこと」ということがらの意義を持つ点で「詞」であるが、それが、ほかならぬ聞手へのへりくだりを話手がしめすのにつかわれる点で、それ自体「辞的」性質を持つといわなければならないのである。この事実を、〝ことがらの表現をとおして、聞手への敬意の配慮を話手があらわす敬語〟として特立したのが「丁重語」（「鄭重語」と記したが、「敬語の解釈」一九六五・三『ことばの研究』第2集所収参照）の概念であって、そこでは、これらの語の敬

語的特性を中心としてかんがえているが、この小考では、はじめからこれを敬語における詞辞の問題としてかんがえなおしているわけである。

すなわち、①から④への系列は、「詞の敬語」に、しだいに「辞の敬語」の要素がくわわっていく、その系列だと見られるとおもう。そこで、かんがえられるのが、存在の丁重語「ございます」である。「ございます」は、やはり存在の「あります」との対比では、ちょうど、「いたします」と「します」との対比に対応している。「ござる」という動詞の終止連体形などのかたちを欠くことも、「いたす」という動詞がそれらを欠くこととおなじである。「本がございます」「会合がございます」なども、本や会合を、どう待遇するというわけのものではなくて、聞手に対する丁重な表現であるにちがいない。

これに対して、「本でございます」「会合でございます」などの「でございます」は、一般に、すでに助動詞としてあつかわれ、「です・ます」とともに「辞の敬語」とされよう。わたくしもこれに異論はないが、とすれば、①から④の系列のなかで、存在詞関係のものが形式化して「辞の敬語」になっているということであり、②③④にみられる〝詞の敬語にくわわっていく辞の敬語性〟ということの極として、「辞の敬語への推移」をみとめることができるとおもう。(「です・ます」も、史的にそういう推移をたどっていると言われよう。)

五

ここで、敬語の命令・希求の表現について、すこし述べておきたい。ここにも、敬語の各特性が反映するとみられるからである。そのかたちは、なるべく語形変化としてみとめられる範囲を出ないでかんがえていくこととするが、まず、いわゆる「尊敬語」では、かんたんに命令・希求の表現をもとめることができる。

A氏の行為に関する「いらっしゃる・おっしゃる・お訪ねになる・訪ねてくださる・お訪ねくださる」などに対して、A氏に対する命令・希求の表現として、「いらっしゃい・おっしゃい・お訪ねになってください・訪ねてください・お訪ねください」などが、それぞれ、もとめられる。語形変化の範囲を、やや、はずれるのは、「お訪ねになる」に対して「お訪ねになれ」とは言わず、「お訪ねになってください」あるいは「お訪ねください」が当てられるぐらいのものである。

また、いわゆる「謙譲語」の一部、小考では「丁重語」にいれられるものをのぞいた意味での「謙譲語」でも、かんたんに命令・希求の表現がもとめられる。

たとえば、Aの行為に関する「訪ねてさしあげる・訪ねていただく・お訪ねする」などに対して、Aに対する命令・希求の表現として、「訪ねてさしあげろ・訪ねていただけ・お訪ねしろ」などが、それぞれ、もとめられ、いずれも語形変化の範囲での命令表現としてあつかうことができる。ていねいな命令・希求の表現も、「訪ねてさしあげなさい・訪ねていただきなさい・お訪ねしなさい」など、かんたんにもとめられる。

ところが、小考にいう「丁重語」では、そうはいかない。おなじく、Aの行為に関する「お訪ねいたします・持ってまいります・出発いたします・お書き申します」および「(Aガ)いたします・ま

いります・申します」そして、もちろん存在の「(…ガ)ございます」も、いずれも「……ませ」のかたちなどでの命令・希求の表現を持たない。Aに対して、しいていうとすれば、Aへの敬語ぬきで「お訪ねしろ・持っていけ・出発しろ・お書きしろ」などと言うか、これをていねいに「…しなさい」のかたちで言うかしかない。(「ございます」はどういうかたちでも、命令・希求の表現の対象ではない。)

もちろん、「(Aガ)…します」のかたちで、「丁寧語」の「ます」をともなえば、これからの語形変化で「…しませ」とは言わないのだから、これとおなじことで、「ます」のために命令・希求の表現がもとめられないのだという解釈もありそうだけれども、「尊敬語」のほうでは、「いらっしゃいませ・おっしゃいませ・お訪ねくださいませ」などの「ませ」(あるいは「まし」)のかたちがあり、「謙譲語」のほうにも、ていねいな命令・希求の表現においては、「訪ねてさしあげなさいませ」以下、「(…シ)なさいませ」のかたちがありうる現状である。したがって、「丁重語」も、ていねいな命令・希求の表現として、「お訪ねしなさいませ」以下、「(…シ)なさいませ」のかたちをとるか、あるいは、「持っていらっしゃいませ」など「…いらっしゃいませ」のかたちをとるならば、「ませ」のかたちがありうる。

ということは、「ませ」は「尊敬語」あるいは、これをともなったかたちにおいてのみ、命令・希求の表現につかわれるということであって、「丁重語」をともなう「お訪ねいたします」以下のばあいには、命令・希求の表現につかえないということを意味する。「丁寧語」の「です・ます・でございます」のうち、「です・でございます」は、当面の問題になりえないし、「ます」は、前述のように、「(Aガ)…します」から、Aへの命令・希求をもとめても、「…しませ」とは言わず、敬語ぬきか「…しなさい」という「尊敬語」由来のかたちにたよらなければならない。

以上の事実からかんがえると、聞手への配慮そのものの「ます」と、おなじく聞手への配慮のつよい「丁重語」をともなう「お訪ねいたします・お書き申します」や「いたします・申します」などは、その聞手への配慮という特性のために、その行為をするひとへの命令・希求の表現を、それらの変化形としては、持たないのだ、と解釈されるのではあるまいか。「お訪ねいたす・持ってまいる」などの終止法の謙譲表現があった時代ならば、「お訪ねいたせ・持ってまいれ」などという命令の表現があったわけだから、この面からも、「謙譲語」という「詞の敬語」にふさわしかったのだが、これが、聞手への配慮のもとにのみつかわれるようになり、「お訪ねいたします・持ってまいります」というかたちでのみあらわれるようになるとともに、命令・希求の表現は、すがたをけしたとみてよいのであろうとおもう。

六

小考にいう「丁重語」による表現の「列車は三時に出発いたします」「雨が降ってまいりました」などを、「美化語に移ったとする」といわれる辻村敏樹説「『現代の敬語』一九六七・一一刊一一三ページ)も、その組織のなかでは、理解できるところであるが、わたくしは、前述するところによって、これらを「丁重語」に属するものとし、「丁重語」を「謙譲語」からも「美化語」からも特立すべ

きものとかんがえ、かつ、それらの関連あるいは結合をかんがえようとするわけである。それは、現代語ではいわゆる「絶対謙称」をみとめがたいとみること（前出拙稿）と、「美化語」を限定してしまうことに、結果としての影響をおよぼす。

「美化語」は、「ことがらの表現をとおして、話手自身のことばの品位への配慮をしめす」（聞手への配慮ではない）敬語であって、「おしぼり・おやつ・おつとめ・おやすみ（休暇・休業）・おやすみなさい・いただきます」などや「おいも・お大根・おけいこ」など、実際上、名詞や特定のあいさつ語に限定されてくることになる。（したがって、さきの命令・希求の表現の問題の対象にならない。）「おうつくしい・おうらやましい」などの「お＋形容詞」のかたちは、話手の判断にもとづく「うつくしい・うらやましい」状態の所有者に対して、話手のむける敬意であるから、「尊敬語」にいれられる。

七

以上のようにかんがえると、現代敬語の分類は、左記のようになる。

〈1〉 尊敬語＝話のひとの行為・所有などについて、話手がそのひとへの配慮をあらわす敬語

〈2〉 謙譲語＝話題の下位者の上位者に対する行為の表現をとおして、話手がその上位者への配慮をあらわす敬語

〈3〉 美化語＝話題のものごとの表現をとおして、話手が自分のことばづかいの品位への配慮をあらわす敬語

〈4〉 丁重語＝話題のものごとの表現をとおして、話手が聞手への配慮をしめす敬語

〈5〉 丁寧語＝話手が、もっぱら聞手への配慮をしめす敬語

このようなかんがえかたは、もはやあきらかなように、現代敬語は〈1〉から〈5〉へ、「詞的な敬語から」「辞的な敬語」へ、分断しにくい系列をなしているということとともに、いずれにも、「話手の配慮」をみとめる点で、完全な「詞の敬語」をみとめがたいことをしめす。また、とくに「詞的な・辞的な」というのは、完全な「詞の敬語」をみとめがたいことのほか、一般の語性分類での詞辞の区分と同様には、敬語の詞辞をわかちがたく、敬語は、もともと、詞辞の結合形態、時枝学説での「句」以上の問題、さらには、ひろく待遇表現の問題として論じられるべきことのふくみをもっている。詞辞の結合形態としてのみ存立する〈4〉丁重語は、そのはっきりしたひとつのあらわれであるが、当然、問題は相互の結合の法則をふくめて、体系の整理がもっとこころみられるべきところであり、その可能性も、ある程度見えているとはおもうが、史的事情や、古代敬語の問題点（たとえば「はべり・さふらふ・たまふる」などの解釈）にも、こういうかんがえで、あるところでは、せまれるのではないかとおもうこととともに、別稿を期したい。意を尽くさないが、本稿は、「詞的な敬語」から「辞的な敬語」への連続性を、主として〈2〉謙譲語、〈3〉美化語、〈4〉丁重語をめぐって述べようとしたものであり、それにともなって、〈1〉尊敬語では「絶対・関係」の区別はなくてもいい（自主行為でも、対他行為でもいい）こと、〈5〉丁寧語では、「でございます」の由来を〈4〉丁重語からとみるべきこと、などに触れたつもりである。（一九六八・一）

——大阪大学助教授——